

平成29年10月1日付け機構改正による 都市政策、交通政策の推進について

1 平成29年10月1日付け機構改正について

(1) 改正の目的

中心市街地活性化を含む総合的な都市政策の推進及び地域交通政策の強化を図るための体制整備を行うもの。

(2) 改正の内容

「地域政策課」の「中心市街地活性化推進室」を「都市政策係」に改編するとともに、同課内に新たに「交通政策係」を設置する。

(3) 改正の時期

平成29年10月1日

2 米子市交通政策検討チームの設置について

(1) 設置目的

公共交通の利便性向上対策を実現するために、本市における今後の交通政策を計画的かつ効果的に推進するために必要な事項を検討するために設置するもの。

(2) 所掌事務

- 本市における交通政策の方向性に関する事項
- 本市の発展に必要な交通政策に関する事項
- その他、交通政策等に関して検討チームで必要と認める事業

(3) 組織

- 公募により選考した概ね40歳未満の若手職員を含む10名程度で構成

(4) 今後のスケジュール

- 平成29年度
 - ・交通政策の方向性について検討
- 平成30年度
 - ・具体的な交通政策の検討

【問い合わせ先】

- 組織機構関係 総務部行政経営課 八幡 電話：0859-23-5303
- 交通政策関係 企画部地域政策課 松下 電話：0859-23-5273